

総務委員会 質問要旨

2015年3月25日
民主党 階 猛

- ① 一般論として尋ねる。NHK会長がNHKにハイヤー代金を支払わせる意図を持って私用のために会社で契約しているハイヤー会社を利用した場合、背任罪ないし特別背任罪が成立するのではないか。【上田監査委員】
- ② 本件において、法的にみて最大のポイントは会長が私的にハイヤーを利用する際にNHKにハイヤー代金を支払わせる意図があったか否かだと考えるが、それでよいか。【上田監査委員】
- ③ 会長においてNHKに私用のハイヤー代金を支払わせる確定的な意思はなかったとしても、成り行きまかせでもし請求が来たら払うし、請求が来なければいつまでも払わなくていいという考えではなかったのか。【靱井会長】
- ④ 会長において代金を支払う積極的意思があれば、秘書室において事後にルールに違反した乗車票を作成して経理処理をしたり、金額が分かっただけでも秘書室から会長に請求がなされず監査委員の指摘があって初めて代金を支払うといった失態は避けられたのではないか。【靱井会長】
- ⑤ 会長直属のNHK関連団体ガバナンス委員会の調査報告書の30ページには、関連会社で架空経費の請求によって損害が発生した不祥事を繰り返さないため、「経費等の支払に係る内部統制の強化」が提言されている。これを受け、靱井会長は「今後の経営や業務運営に生かす」と昨年8月26日にコメントを発表した。それなのに、なぜ会長のおひざ元というべき秘書室において本件のようにNHKに一步間違えば損害を与えかねないような経理処理が行われたのか。【靱井会長】

- ⑥ 昨日は会長の答弁が二転三転したのでもう一度確認する。NHKでは乗車票を事後に作成する場合であっても、会長の了解を得ない限り、左下の降車時刻と使用者氏名の欄は、代理記入できないルールになっている。これまで会長が認めてきた事実関係によれば、本件ではこのルールに明らかに違反する手続きが会長のおひざ元である秘書室で行われたのではないか。【靱井会長】
- ⑦ 会長のおひざ元である秘書室ですら、NHKひいては受信料を支払う国民に損害を与えかねない経理処理や規範意識の欠如したずさんな事務処理が行われている。経営トップとしてこのような業務遂行がなされている責任をどう捉えるか。【靱井会長】
- ⑧ 経営委員長は、これまでもたびたび靱井会長に注意や申し入れをしてきたが、この期に及んでも今回のような問題が生じている。靱井会長は批判や忠告を受け止める方ではないということが十分明らかになったと思う。今後新たな問題が発生し、NHKの信頼がさらに損なわれる前に経営委員会として会長の罷免を真剣に検討すべきではないか。【浜田経営委員長】